

## 営繕工事における週休2日確保工事に係る工事成績評定の取扱いについて

## 1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注形式によらず現場の閉所状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

提出された工程表が、工事で求められている週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において点数を減ずる措置を行うものとする。

## 2 評価方法

(1) 監督職員の実施状況「工程管理(工程計画と管理)」において、次のとおり評価を行う。

イ 完全週休2日(土日)、月単位の週休2日を達成した場合(次の2項目を評価)

- ・「休日・代休の確保を行っている。」
- ・「その他(完全週休2日(土日)又は月単位の週休2日を実施している。)」

ロ 通期の週休2日を達成した場合(次の1項目を評価)

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

ハ 定められた週休2日の確保に取り組む姿勢が見られなかった場合(次の1項目について評価を外す)

- ・「休日・代休の確保を行っている。」

(2) 監督職員の施工体制「施工者の熱意(創意工夫)」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所(現場休息)の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「その他(週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。)」

※ 週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 検査員の実施状況「工程管理(工程計画と管理)」において、次のとおり評価を行う。

現場閉所(現場休息)の状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日確保状況が通期の4週8休以上の場合

- ・「配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。」
- ・「その他現場閉所(現場休息)による週休2日(4週8休以上を行った。)」

※ 週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”a”評価(2点)とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”a”評価としないことができる。

営繕工事における週休2日確保工事に係る  
「入札説明書の記載例」について

村山市営繕工事における週休2日確保工事実施要領（以下「実施要領」という。）第7条で規定する入札説明書の記載内容は、次のとおりとする。

1 発注者指定型（月単位の週休2日）

**入札説明書（記載例）**

（入札説明書冒頭文に続き、以下を記載。）

本工事は、建設業における働き方改革に資する取組として、「月単位の週休2日  
を確保する発注者指定型の週休2日確保工事」であり、予定価格の算定にあたり月  
単位の4週8休以上の現場閉所率による経費の補正を行っている。

その他必要な事項は、山形県営繕工事における週休2日確保工事実施要領及び特  
記仕様書を確認すること。